

神戸海星女子学院大学 特別緊急授業料減免について

(新型コロナウイルス感染拡大の影響により家計急変した家庭の学生に対する授業料減免)

新型コロナウイルス感染拡大の影響により家計が急変した世帯の学生に対して「特別緊急授業料減免」を行います。30名以内の学生に対して、2020年度の授業料において30万円(春学期15万円、秋学期15万円)を限度として減免を行い、学修の継続を支援いたします。詳細は、学生課(gakusei@kaisei.ac.jp)までお問合せください。

(募集について)

特別緊急授業料減免者募集の受付期間は、6月10日～7月10日です。

ただし、特別緊急授業料減免については、令和2年度内の授業料に係る申請のみの受け付けとなります。

令和2年度において「高等教育の修学支援新制度」の第Ⅰ区分、第Ⅱ区分に採用された者、大学の緊急授業料減免に採用された者は、原則として、特別緊急授業料減免の対象外とします。また、令和2年度において「高等教育の修学支援新制度」の第Ⅲ区分に採用された者は、30万円を限度として、特別緊急授業料減免額について調整を行います。

(申請書類について)

1. 願書(本学所定の様式)
2. 家庭の経済状況を証明するもの(家計急変前及び家計急変後)
 - (1) 国や地方公共団体が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者を支援対象として実施する公的支援の受給証明書(対象の公的支援は緊急小口資金、厚生年金保険料・労働保険料の納付猶予、国税地方税の納付猶予など、高等教育の修学支援新制度の例に準ずる。)の提出があること又は、事由発生後の所得(事由発生後の所得については、事由発生後の所得を証明する書類(給与証明等)を基に合理的な方法で算出されていればよいものとし、例えば直近一ヶ月分を12倍するなどにより算出。)が昨年の所得と比較し1/2以下となっていること。
 - (2) 家計基準は今年の所得見込み((1)の後段で算出)が給与所得者の場合は841万円以下とすること(給与所得者以外は355万円以下)。

※願書(本学所定の様式)については、6月10日までに別途大学ホームページで公開します。